



鳥取県建設工事の破壊検査について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成4年4月14日

受管第12号
平成4年4月14日

各市町村長殿

鳥取県土木部長

鳥取県建設工事の破壊検査について（通知）

鳥取県建設工事執行規則第1条に規定する建設工事の出来形及び品質の検査において、外部からの観察、写真等によることが困難な場合、破壊検査を行うこととしておりますが、平成4年4月1日以降の検査から別表4により行うこととしたので参考してください。

別表第4 破壊検査

工 種	破壊方法	破 壊 基 準	備 考
1 ブロック積工	抜ブロック	250㎡未満 行わない 250㎡以上1,000㎡未満 1か所 1,000㎡以上 2か所	ブロック張工、石積工、石張工及び化粧ブロックは行わない。
2 砂防ダム等 本堤、垂直壁 及び帯工	せん孔注水	打継ぎ目箇所を行う 5リフト未満 1か所 5リフト以上10リフト未満 2か所 10リフト以上 3か所 過年度施工の上に打継ぐ場合は、その箇所1か所を追加する。	せん孔位置は天端からでも法面からでも良い せん孔深は日コンクリートに20cm程度貫入させ 全孔長50cm以上
3 頭首工	せん孔注水	堰頂部、阻水壁、導流壁、 各1か所	せん孔深は、コンクリート厚の 8割

検査員が必要と認めた場合は、上記以外でも破壊検査を行うものとする。